

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成28年11月14日
【会社名】	ケイティケイ株式会社
【英訳名】	ktk INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土 岐 勝 司
【本店の所在の場所】	名古屋市東区泉二丁目3番3号
【電話番号】	(052)931-1881(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 青 山 敏 久
【最寄りの連絡場所】	名古屋市東区泉二丁目3番3号
【電話番号】	(052)931-1881(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 青 山 敏 久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) ケイティケイ株式会社 東京支店 (東京都品川区東五反田一丁目20番7号 神野商事第2ビル5F) ケイティケイ株式会社 大阪支店 (大阪府中央区南船場一丁目13番14号 西田ビル4F)

1【提出理由】

当社は、平成28年11月11日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年11月11日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額28,610,695円

ロ 効力発生日

平成28年11月14日

第2号議案 定款一部変更の件

イ コーポレート・ガバナンスの一層の充実と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。

ロ 会社法第459条(剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め)第1項に定める事項を新設し、新設条文の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)を削除するものであります。

ハ 業務執行取締役等ではない取締役との間でも、期待される役割を十分に発揮できるように責任限定契約を締結することを可能とする、所要の変更を行うものであります。

ニ 連結計算書類作成会社であるため、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)について、所要の変更を行うものであります。

ホ その他、条文の追加及び削除を伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、青山英生氏、土岐勝司氏、山吹依生氏、武井修氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、赤羽聡氏、脇之蘭修氏、鈴木智洋氏を選任するものであります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役4名及び監査役3名に対し、総額6,000千円を支給するものであります。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役(1名)及び退任監査役(3名)に対し、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれ一任するものであります。

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を月額25,000千円以内と定めるものであります。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を月額3,500千円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	44,559	34	—	(注) 1	可決 99.92
第2号議案	44,558	35	—	(注) 2	可決 99.92
第3号議案					
青山 英生	44,552	41	—	(注) 3	可決 99.91
土岐 勝司	44,552	41	—		可決 99.91
山吹 依生	44,552	41	—		可決 99.91
武井 修	44,552	41	—		可決 99.91
第4号議案					
赤羽 聡	44,508	85	—	(注) 3	可決 99.81
脇之菌 修	44,508	85	—		可決 99.81
鈴木 智洋	44,508	85	—		可決 99.81
第5号議案	44,508	85	—	(注) 1	可決 99.81
第6号議案	44,525	68	—	(注) 1	可決 99.85
第7号議案	44,489	104	—	(注) 1	可決 99.77
第8号議案	44,490	103	—	(注) 1	可決 99.77

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。